

件名	愛媛県生活文化センター管理条例
主管課	文化振興課
根拠法令等	地方自治法
<p>【条例の概要】</p> <p>生活文化センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会に必要な施設の提供</p> <p>(2) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げる業務の実施に関すること。</p> <p>(2) センターの利用の許可に関すること。</p> <p>(3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。</p> <p>(4) センターの利用の促進に関すること。</p> <p>(5) センターの施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。</p> <p>(6) その他知事が定める業務</p> <p>3 開所時間 午前9時から午後9時30分まで</p> <p>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>4 休所日 月曜日</p> <p>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日にセンターを利用させることができる。</p> <p>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休所日を変更することができる。</p> <p>5 利用許可 一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要</p> <p>条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。</p> <p>6 利用料金 指定管理者の収入とする。</p> <p>利用料金の上限額は、従前の使用料条例で規定していた額</p> <p>利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。</p> <p>既に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>7 利用料金の減免 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために必要な事業を行うとき等</p>	
施行日	平成18年4月1日